

下呂市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の通り指定代理納付者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年規則第 102 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 12 日

下呂市長 服 部 秀 洋

1 指定代理納付者の名称及び住所

名 称	住 所
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川 1-14-1
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台 3-6-28
株式会社十六カード	岐阜県岐阜市神田町 7-12

2 指定代理納付者に納付させる歳入

下呂市ふるさと寄附条例（平成 20 年下呂市条例第 39 号）に基づく寄附金のうち、インターネットによる公金支払の方法により納付されるもの。

3 指定代理納付者に歳入させる期間

令和 2 年 4 月 1 日から契約満了の日まで